○○自主防災会　規約

（名称）

第１条　この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第２条　本会の活動拠点は、次のとおりとする。

　（１）　活動拠点は〇〇とする。

（目的）

第３条　本会は、住民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

　（活動内容）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　（１）　防災に関する知識の普及。啓発に関すること

　（２）　地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

　（３）　防災訓練の実施に関すること

　（４）　地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給水等応急対策に関すること。

　（５）　防災資機材等の整備に関すること。

　（６）　その他本会の目的を達成するために必要な事項

　（会員）

第５条　本会は、〇〇地内に居住する世帯をもって構成する。

　（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

　（１）　会長　　　　　　１名

　（２）　副会長　　　　　１名

　（３）　防災委員　　　若干名

　（４）　班長　　　　　若干名

　（５）　監査役　　　　若干名

２　役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・消防団退職者等をもっ

てその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

　（役員の任務）

第７条　会長は本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動

の指揮監督を行う。

３　防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

４　班長は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

５　監査役は会の会計を監査する。

　（総会）

第８条　総会は、全会員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会は、次の事項を審議する。

　（１）　規約の改正に関すること。

　（２）　防災計画の作成及び改正に関すること。

　（３）　事業計画に関すること。

　（４）　予算及び決算に関すること。

　（５）　その他、総会が特に必要と認めること。

　（役員会）

第９条　役員会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

２　役員会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

（１）　総会に提出すべきこと。

（２）　その他役員会が特に必要と認めること。

　（防災計画）

第１０条　本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

　（１）　地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

　（２）　防災知識の普及に関すること。

　（３）　災害危険の把握に関すること。

　（４）　防災訓練の実施に関すること。

　（５）　地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理運営及び他組織との連携に関すること。

　（６）　その他必要な事項

　（会費）

第１１条　本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

　（経費）

第１２条　本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

　（会計年度）

第１３条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日終わる。

　（会計検査）

第１４条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。

２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附　則

　この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。